



日本共産党北区議会議員

さがら としこ

区政レポート

2014.5.22. No.1230.

ご相談はお気軽に

TEL とも 3905-0970
FAX

さがらとしこ事務所
赤羽北3-23-17
(バス停「赤羽北3丁目」、メガシティ近く)

日本共産党議員団
区役所内 3908-7144
<http://www.kitanet.ne.jp/kyoukita/>



新緑の季節に物騒な話ですが、
自民党総務会長の発言をどう受けとめ
られますか。

「わたしは、子孫、青年たちを
戦場に送ることはできません。」

- 読者のみなさん、こんにちは。
今週号には、日本共産党がとりくみを開始
した、新しい署名用紙をのせました。
- 安倍政権の暴走は、私たちの、国民の世論
と運動が、ストップさせましょう。力をあわせて。

殺し・殺される関係に



集団的自衛権
容認に疑問

野田聖子
(自民党総務会長)

集団的自衛権が行使できる、武力行使ができる
となれば自衛隊は軍になる。軍隊は殺すこと
も殺されることもある。いまの日本に、どれだけ
そこに若者を行かせられるのでしょうか。そして
国が借金が GDP の 6 %ある状態でどれだけ
国防費に回せるのでしょうか。素朴だけれどアリ
アリティのある議論が必要だと切実に思います。
砂川事件判決とか限定容認論だけでなく、
国際情勢という大きな状況と、人を殺す、人が
殺されるかもしれないというリアリズムを語る
べきです。(雑誌『世界』6月号より)

「海外で戦争する国」にする 集団的自衛権の行使容認に反対します

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

紹介議員

年 月

[請願趣旨]

安倍内閣は、これまでの憲法の解釈を変えて、集団的自衛権の行使を認めようとしています。集団的自衛権の行使は、日本への武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使するものです。それは、海外での武力行使にたいする憲法上の歯止めを外し、日本を「海外で戦争する国」にしようとするものです。

この重大な転換を閣議決定で認めることは許されません。一内閣の判断で憲法解釈を勝手に変えることは、立憲主義の否定です。

私たちは、憲法を破壊する集団的自衛権の行使容認に反対し、以下のことを求めます。

[請願事項]

- 憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認を行わないこと。
- 日本国憲法第9条を守り、生かすこと。

氏 名	住 所

※この署名は国会への請願以外には使用しません



日本共産党北地区委員会
東京都北区中十条2-11-6 ☎03-3906-2821 Fax.03-3906-3225



桐北小前の交通調査をしました。

○5月18日、日曜の午前中です。校門からバス通りに沿って、高さ3mの仮囲いとなりますが、信号機横から桐中や桐ヶ丘郵便局に行く歩道は狭く危険。

下の写真はUR赤羽台団地の工事現場

法善寺交番の手前の交差点、「赤羽台団地商店街入口」だつたら。



「さがらレポート」2014.5.22. NO.1230.

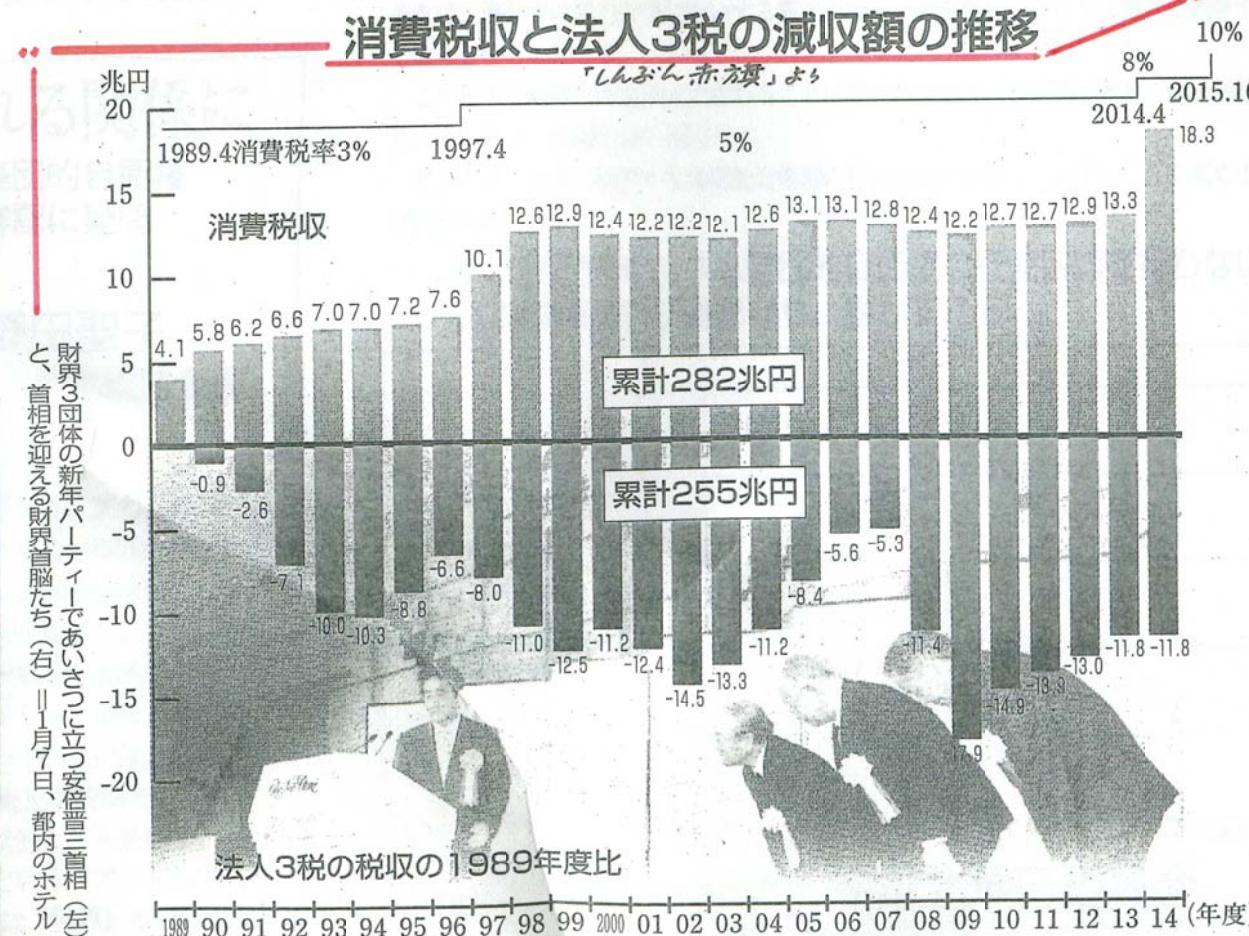
86道路をカワセミもいなくなる

- 赤羽自然観察公園のこの水のある場所に、カワセミがやってくるんですね。
- 先月30日、都の説明によれば、86号道路建設をすれば、「池はなくなる」というのです。



▲5月15日、北区にも、計画の撤回を求めて、2740筆の署名を提出しました。

増税分は
そつくり大企業減税に
これでは、社会保障によりません。



財務省及び総務省資料から作成。2012年度までは決算、13年度は国は補正後、地方は予算額。
14年度は国・地方とも予算額。
消費税には地方分(1996年度までは消費譲与税)、97年度からは地方消費税を含む。
法人3税には法人税、法人住民税、法人事業税のほか、地方法人特別税、復興特別法人税を含む。